

水道水源保護条例の一部改正（案）に関するパブリックコメント

平成31年1月24日

住所 伊東市宇佐美 403-2
 氏名 森 篤（男 66才）
 電話 0557-48-9534

* 下線部は修正部分

条	区分	水道水源保護条例の一部改正（案） 水道水源保護条例施行規程の一部改正（案）	意見	
			修正内容等	理由等
条例 第2条 第3号	(別表) 対象事業 場	1 ゴルフ場 2 リゾート関連事業（管理規定に定めるものに限る） 3 砂利採取業、採石業 4 産業廃棄物処理業 <u>5 その他水質汚濁のおそれのある事業（管理規定に定めるものに限る）</u>	1 ゴルフ場 2 リゾート関連事業（管理規定に定めるものに限る） 3 砂利採取業、採石業 4 産業廃棄物処理業 <u>5 製造業、加工業に係る工場</u> <u>6 太陽光発電設備設置事業</u> <u>7 残土処理場</u> <u>8 その他管理者が特に水質汚濁のおそれがある</u>	「対象事業場」は、「事業計画基準」、「事前協議」などにより、制約が課せられ、場合によっては、「制限」が加えられ、また、「一時停止命令」、「事業者の公表」が行われることがあります。これは、本市にとっても事業者にとっても大変重要な

ると認める事業

こととなります。

従いまして、施行規程改正(案)の中にありますように、既に具体の「対象事業場」が識別できているならば、「その他」として「管理規定」の中に掲載するのではなく、議会の議決を経なければならない条例中に明示すべきものだと思慮致します。

今後、社会の変化に応じてそれまで予想されていなかった対象となるべき事業場が出現した場合には、(私の意見による)別表第8のその他に該当させるか、あるいは、再度条例改正して、別表に加えるかすべきものと思慮致します。

条例改正(案)では、条例中の(別表)に、5として「その他」の項を設けていますが、「管理規定」の中にも「その他」の項を設けています。言い回しを少し変えてはいますが、結局のところ、同じこととなりますので、条例(別表)中に「対象事業場」を列挙し、それに加えて、その他の項を設けておけば足りることではではないでしょうか。

また、一般論としての「発電所」では、今伊東市が置かれている状況を考えますと、本条例を改正する意

				<p>味が不明瞭になるのではないでしょうか。「太陽光発電設備設置事業」と明記した方が、伊東市の姿勢を明確に示すことができるものと思慮致します。</p> <p>「製造業・・・」、「発電所」、「残土処理場」、「その他」について、議会の議決を経たくない理由が何かあるのかも知れませんが、パブコメに際して公表された資料ではそのことがわかりません。</p>
条 例 附 則		* 施行日の記載なし。	この条例は、公布と同時に施行する。	<p>条例改正(案)には施行日の記載がありません。議会の議決がありますので、パブコメの時点では施行日を明示できないかも知れませんが、その考え方は、パブコメの時点でも明示しておくべきです。</p> <p>施行は、公布から2～3ヶ月後が相当という考え方もあろうかと思いますが、水道水源の保護は、市民の生活安全上最も重要な事案でありますので、公布即日施行が相当と思慮致します。</p>
施行規程 第3条		<p><u>(管理規定に定める対象事業場)</u></p> <p>第3条 条例第2条3号の規定に基づき条例別表に掲げる事業で管理規程に定めるものは、次のとおりとする。</p>	<p><u>(リゾート関連事業)</u></p> <p>第3条 条例第2条3号の規定に基づき条例別表に掲げる<u>リゾート関連事業</u>で管理規程に定めるものは、次のとおりとする。</p>	<p>「対象事業場」は、条例中に明示すべきと意見を申し上げましたので、施行規程第3条の改正は不要と思慮致します。</p>

		<p>(1) <u>リゾート関連事業</u></p> <p>ア <u>ミニゴルフ場、パターゴルフ場</u></p> <p>イ <u>観光農園</u></p> <p>ウ <u>ホテル、旅館、ペンション、民宿</u></p> <p>エ <u>別荘、分譲マンション</u></p> <p>(2) <u>その他水質汚濁のおそれのある事業</u></p> <p>ア <u>製造業、加工業に係る工場</u></p> <p>イ <u>発電所</u></p> <p>ウ <u>残土処理場</u></p> <p>エ <u>その他管理者が特に必要と認めるもの</u></p>	<p>(1) <u>ミニゴルフ場、パターゴルフ場</u></p> <p>(2) <u>観光農園</u></p> <p>(3) <u>ホテル、旅館、ペンション、民宿</u></p> <p>(4) <u>貸別荘、貸マンション</u></p> <p>(5) <u>別荘、分譲マンション</u></p> <p>*第3条は従前のとおり。</p>	<p>改正(案)では、「貸別荘、貸マンション」の項が削除されていますが、今回の改正でこれを削除する理由は、公表されている資料では理解できません。削除する必要はないのではないのでしょうか。</p> <p>また、施行規程の別表(第4条関係)「事業計画基準」の2の(1)の項に「貸別荘」の文字もありますので、わざわざ削除しなくともよいのではないのでしょうか。</p>
<p>施行規則 第4条</p>	<p>(別表) 事業計画 基準</p>	<p>1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>4 . . .</p> <p>5 <u>その他の事項</u></p>	<p>1 . . .</p> <p>2 . . .</p> <p>3 . . .</p> <p>4 . . .</p> <p>5 <u>太陽光発電設備設置事業に関する事項</u></p> <p>*具体的な基準の内容は市においてご検討 いただきたいと思います。</p>	<p>「事業計画基準」には、ゴルフ場、産業廃棄物処分場などに関する記載はありますが、「太陽光発電設備設置事業」に係る記載がありません。</p> <p>当該事業は、相当の面積を要し樹木の伐採、土地造成を伴いますことから、「土地の改変を伴う造成工事に関する事項」の項はあるものの、水道水源保護の観点から新たに項を起こして事業計画基準に記載すべきと思慮致します。</p>

			<p>6 <u>法令遵守に関する事項</u> <u>対象事業場に関わる法律、条例など遵守しなければならない。</u></p> <p>7 その他の事項</p>	<p>八幡野のメガソーラー事業は、市の条例を破って、なお事業を継続している事例もありますことから、当たり前のことかも知れませんが、法令遵守の項を記載すべきだと思慮致します。</p>
			<p>* 「施行規程」については、条例改正に伴って、これから詳細について改正の検討をするのかもしれませんが、条例改正に係る部分について、上記意見を申し上げました。ご参考にしていただければ大変ありがたく存じます。</p>	